

## 食品安全委員会（第916回会合）議事概要

日 時:令和5年10月10日(火) 14:00~14:52  
場 所:食品安全委員会大会議室  
出席者:山本委員長ほか6名出席  
傍聴者:一般9名

- (1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する  
リスク管理機関からの説明について
- ・ 遺伝子組換え食品等 2品目  
(厚生労働省からの説明)  
コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMON95275系統
  - (農林水産省からの説明)  
コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMON95275系統

→厚生労働省及び農林水産省から説明。

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会で審議することとなった。

- (2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取について
- ・ 農薬 1品目  
イミシアホス

→事務局から説明。

本件については、追加データが提出されたことを受け、農薬第二専門調査会で審議することとし、審議に際しては、浅野委員の指摘を踏まえ「他の有機リン系の農薬を審議をした際と同様、本剤の発達神経毒性についても議論を行う」こととなった。

- (3) 農薬第四食品衛生法第13条第3項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質(対象外物質)

→担当の浅野委員及び事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬第四専門調査会に依頼することとなった。

(4) 「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」の一部改正について

→事務局から説明。

本件については、案のとおり改正することとなった。

(5) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について  
・農薬「ブプロフェジン」に係る食品健康影響評価について

→浅野委員から説明。

本件については、意見・情報の募集は行わないこととし、「ブプロフェジンの許容一日摂取量を0.009 mg/kg体重/日、急性参照用量を0.5 mg/kg体重と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

(6) 令和4年度終了食品健康影響評価技術研究課題の事後評価結果について

→協委員及び事務局から報告。

(7) 令和5年度食品健康影響評価技術研究の二次公募における採択課題（案）について

→協委員及び事務局から説明。

本件について、案のとおり決定することとなった。